

①難民と認定した事例及びその判断のポイント

【事例1】

(概要)

申請者は、本国において、当時の政権（前政権）に反対するデモに参加し、その様子を撮影していたところ、前政権の政党関係者から撮影を止められ、カメラを没収されたこと及び、他国において、当時の本国政府を批判する動画をインターネット上の動画投稿サイトに投稿したところ、本国の父が脅迫されたことから、帰国した場合、前政権支持派及び前政権とつながりのある宗教系武装組織Aから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、前政権下では、治安部隊等が、政府に対する抗議デモの参加者を銃撃するなどの非人道的行為を行っていたこと及び、政権交代後も、Aが、A及び前政権支持派に反対するデモに対して暴力行為を行っていることが認められる。

申請者は、政権交代前に、前政権やAに反対するデモに参加し、その様子を撮影してインターネット上のSNSに投稿したところ、前政権の政党関係者から撮影を止められ、カメラを没収されているほか、政権交代後も、外国滞在中の申請者が、前政権の側近が残る新政権を批判する動画をインターネット上の動画投稿サイトに投稿したところ、本国の父が脅迫されたなどの事情が認められたことなどから、申請者が前政権から個別具体的に把握され、標的とされていた可能性があり、申請者が帰国した場合、前政権支持派やAから迫害を受ける具体的、客観的危険性があると認められる。

前政権のリーダーは現在、Aと協力関係を構築していることが認められることに加え、本国において、主要都市を含む複数の都市を事実上支配している一方、本国政府の支配地域は限定され、当該支配も不安定な状態であることからすれば、A及び前政権支持派による暴力行為に対する本国政府からの効果的な保護は期待できず、申請者が帰国した場合、A及び前政権支持派から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例2】

(概要)

本国政府は宗教Aの宗派Bの信仰を国民に強要し、宗派Bとは異なる伝統的なA教信者を弾圧しているところ、申請者は、政府による宗教弾圧について抗議運動を行ったことで複数回警察に連行され、拷問を受けたことから、帰国した場合、抗議運動等への参加を理由に拘束され拷問を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国による伝統的A教に対する弾圧が収束していることを示す情報もあるものの、現在もなお本国政府の基本的な方針は変わっていないことが認められる。

申請者は、宗教に係る抗議運動への参加を理由として複数回警察に逮捕され、拷問されたことが認められ、上記のような本国情勢に鑑みれば、申請者が帰国した場合、再び宗教的信条等を理由に迫害を受ける客観的な危険性があると認められる。

したがって、申請者は、「宗教」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例3】

(概要)

申請者は、本国において、過去に反政府組織Aに所属し、インターネット上で政治的意見を発信したことなどから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国は内戦状態にあり、本国政府は、反政府デモ等に対する大規模な弾圧を行うなど、反体制派に対して強硬な措置をとっていること、本国政府や本国で活動する反政府武装組織は、それぞれの反対勢力に対して非人道的な行為に及んでいることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者の所属したAは、平和的な反政府運動を行う組織であり、申請者は、過去にAのメディア担当メンバーとして、インターネット上での情報発信を行うなどの活動を行っていたこと、これまでAの他のメンバーが多数本国政府に逮捕等されていることなどの事情が認められることから、申請者が本国政府から迫害を受ける具体的、客観的な危険性があると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」及び「特定の社会的集団の構成員

であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例4】

(概要)

申請者は、本国において、政府及び親政府勢力から敵対視されているA党の党员として活動したこと、及び同党の関連組織Bの代表として活動したことから、政権与党であるC党のメンバーの襲撃を受け、村の行政組織から出頭指示を受けており、帰国した場合、殺害されるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府は、Aが合法的主要政党となった後も、Aの関係者について、党首のような指導的立場にある者のみならず、一般の党员や支持者に対して幅広く弾圧の対象としていることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、Aの幹部ではなく、申請者が代表を務めたBも本国で広く認知された存在ではないものの、A党员として活発に活動していたことが認められ、帰国した場合、本国政府から迫害を受ける具体的、客観的な危険性があると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例5】

(概要)

申請者は、少数民族Aであり、本国において、政府と対立関係にあるA民族の軍隊に当たるBの軍事訓練を受けた後、その関連組織Cに所属して勤務していたが、将来を危惧してCから脱走して来日したこと、及び本邦において、A民族の支援組織Dにおいて、上位の役職に就いて本国政府に対する反政府活動を行っているところ、Cからの脱走を理由にCから手配されていることに加え、本国政府にもBの元兵士として把握されている可能性があり、帰国した場合、Cと本国政府の両方から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国では、本国軍とBとの間の停戦

協定が破棄されて以降、衝突が散発的に発生しているなど、いまだ不安定な状況にあり、本国軍は、A民族を含む少数民族の者に対して、殺害や拷問、強制労働を含む広範な人権侵害行為を行っていると認められる。

申請者の申立て等から、申請者はA民族であり、Cに所属して勤務していたこと、本邦において、反体制組織Dに加入し、上位の役職に就いて本国政府に対する反政府活動を行っていることが認められる。これら申請者の経歴に加え、申請者の親族が本国においてBの兵士であることなども踏まえれば、申請者が本国政府からBの元兵士として把握されている可能性があり、申請者が帰国した場合、本国政府からも迫害を受ける具体的、客観的な危険性があると認められる。

したがって、申請者は、「人種」、「政治的意見」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例6】

(概要)

申請者は、本国において、本国政府から請け負った公共事業の責任者として稼働していたため、反政府的な宗教系過激派武装組織Aから、同組織の意向に反して本国政府に協力している者とみなされ、帰国した場合、Aから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国では、A等の武装勢力による本国政府に対する武力攻撃が激化しており、これら武装勢力による犯罪も多発しているところ、本国政府とのつながりを有する者が、Aを含む反政府組織の標的となっており、その攻撃による死者数が増加していることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、Aからの脅迫や暴行等にもかかわらず、本国の発展のために公共事業の責任者として勤務し、Aからの協力要請等に応じていないことから、申請者は、Aを支持せず本国政府を支持するという政治的意見を有している者であると認められる。また、申請者の上記のような個別事情から、申請者はAの標的とされていると考えられるところ、上記のように、反政府組織による、特に本国政府とのつながりを有する者に対する組織的な攻撃が増加している国内情勢に鑑みれば、申請者が帰国した場合、Aからの攻撃に対し本国政府による効果的な保護は期待できないと認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例7】

(概要)

申請者は、本国において少数民族であるA民族であり、本国において、A民族の権利向上を目指す組織Bの主要なメンバーとして、抗議デモに参加するなどの活動をする人物であるところ、本国で警察や多数派のC民族から暴行を受けたことがあり、帰国した場合、C民族や本国の警察から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、申請者が居住する地域において、本国政府は、多数派の民族とともに、A民族やA民族の政党に対して、暴行や殺害等の凄惨な人権侵害を行っているとの情報があること、反政府的な組織に対する本国政府支援者の暴力的な攻撃に関し、効果的な治安対策をとっているとは言い難いなどの特殊な地域情勢が認められる。

申請者の申立て等から、申請者は、A民族の権利向上を目指すBの主要なメンバーとして公の場で活動していたことが認められる。また、申請者が抗議デモに参加した際には本国警察やC民族の者から暴行を受けたなどの個別事情も認められる。

これらを踏まえ評価すれば、申請者は、Bと対立する組織を始めとする関係者から標的とされ、危害を被るおそれがあり、かつ上記のような本国政府の政策・方針等を背景とした地域情勢の特殊性も併せ考慮すれば、本国政府による効果的な保護は期待できないと認められる。

したがって、申請者は、「人種」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例8】

(概要)

申請者は、本国政府が主導する土地収用計画に関して、インターネット上で反対意見を述べるなどしていたところ、本国の警察官から警告を受け、暴動等を企てているとして指名手配されたことから、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府が主導する土地収用計画に関し、収用予定地の関係者が投獄されたり、殺害されたりしていることが認められる。

また、警察官からの警告や指名手配されていたことに関する申請者の供述は、詳細かつ具体的である上、提出資料にも不自然なところは見当たらず、信ぴょう性が認められるところ、申請者は、本国政府から指名手配されるなど、個別に標的とされていることから、帰国した場合に、本国政府により、不当な身柄拘束等の迫害を受ける具体的な危険性があると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例9】

(概要)

申請者は、本国において、大学の学部で唯一の女子学生であったところ、反政府的宗教系過激派組織Aの統治時代には、女性の外出制限や就学禁止等が行われており、申請者も、外出先から帰宅途中に、Aから暴行を受けたり、暴言を吐かれたりし、大学に通学することができなくなったこと、また、申請者は、B教C派であるところ、本国において、申請者が大学講師として働いていたことについて、夫の地元のB教D派の聖職者等から批判されたことから、帰国して就労した場合、A等の反政府組織及び夫の地元の聖職者等から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、教師や女性議員等、公的立場にある女性は、反政府組織や、市民社会の構成員、宗教的権威者、政府当局等により標的とされ、人権侵害や、脅迫等の暴力的な攻撃に晒されている状況があること、また、Aが勢力を拡大し、その攻撃による死者数が増加していること、Aが、政府に対する全国規模の攻勢を強め、治安回復が困難な状況にあることに加え、Aが、親政府的意見を持つ者、女性の人権の擁護者を特に標的にしていることが認められる。

申請者は、本邦に留学するまで、本国において大学講師として稼働しており、帰国しても同様の職業に就くことが想定される女性であるところ、上記のような国内情勢に鑑みれば、申請者が帰国した場合、Aや地元の聖職者等からの攻撃に対し本国政府による効果的な保護は期待できないと認められる。

したがって、申請者は、「特定の社会的集団の構成員であること」を理由

に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例10】

(概要)

申請者は、本国において、出演したテレビ討論番組で政府を公然と批判したことを契機に、家宅捜索を受けたことにより、政府によって事実上非合法化された組織Aに所属していることが発覚したため身柄を拘束され拷問を受けたこと、本邦において、Aの在外支部と連絡を取り同支部のメンバーとして登録されたことに加え、Aや本国の政治情勢について自らの意見を発表するためにブログを立ち上げたことなどから、こうした現状において帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府は反政府的な意見を持つ者に対して弾圧を続けていることなどが認められる。

申請者は、本国において、政府を公に批判したことやAに所属していたことが相まって政府関係者から身柄を拘束されて拷問を受けた旨を申し立てているところ、自己の知り得る範囲で具体的で詳細な供述をしていることなどから、その申立てには信ぴょう性や迫真性があると認められた。また、本邦においては、インターネット上でブログを開設し政治活動を行っていることが認められ、上記のような本国情勢に鑑みれば、申請者が帰国した場合、本国政府から迫害を受ける具体的・客観的な危険性があると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

②難民と認定しなかった事例及びその判断のポイント

1 迫害理由として「人種」を申し立てるもの

【事例1】

(概要)

申請者は、本国において少数民族であることから、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者は、申請から約10年前の学生の頃に、周囲の人から差別的な言葉を浴びせられたと申し立て、そのような差別を迫害事情と主張するものであるところ、このような事情は難民条約上の迫害とまでは認められないこと、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国では、少数民族であることのみをもって迫害を受けるおそれは認められない上、本国の家族が問題なく生活していることから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例2】

(概要)

申請者は、A族であるところ、本国のB村において、C族とD族の間で暴行事件が起こった際、A族も巻き込まれ、A族が成功していることに嫉妬するC族の者から脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、B村に住むC族の者に殺されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は、B村に住むC族の者であるところ、本国情勢に係る客観的情報によれば、A族は本国における最大の少数民族であり、本国では、人種や民族に基づく差別が法律により禁止されているなど、民族融和策がとられ、その効果も認められていること、本国政府当局が私人による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

2 迫害理由として「宗教」を申し立てるもの

【事例3】

(概要)

申請者は、本国の居住地域において、A教の反政府武装組織が活動しており、申請者や姉が反政府武装組織のメンバーから脅迫等を受けたことを申し立て、帰国した場合、反政府武装組織のメンバーから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は、A教の反政府武装組織のメンバーであるところ、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府と反政府武装組織の包括的和平合意に基づき、反政府武装組織の武装解除が進められ、反政府武装組織による暴力事件が大きく減少していること、警察が誘拐等の犯罪に関与した疑いのある反政府武装組織のメンバーを逮捕していることが認められるなど、本国政府当局がこれら反政府武装組織のメンバーによる違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないこと、申請者の家族が今も本国で生活していることから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例4】

(概要)

申請者は、A教徒であり、本国において、B地域の宗教施設で宗教指導者として活動し、C教徒による土地や家の買収などに反対する意見を自身の宗教施設の信者に話していたところ、申請者の活動を快く思わないC教徒から脅迫を受けたことを申し立て、B地域のC教徒から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は、特定地域の一部のC教徒であるところ、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国では、憲法及び他の法律、政策によって、信教の自由を保障している上、憲法はA教を第一宗教に定め、政府に保護するよう義務付けていること、また、本国政府当局が私人による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

3 迫害理由として「特定の社会的集団の構成員であること」を申し立てるもの

【事例5】

(概要)

申請者は、本国において、低位のAカーストであるため、上位のBカースト及びCカーストから、自身のカーストに対する侮辱的な発言を受けていたことを申し立て、帰国した場合、Bカースト及びCカーストから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国の憲法は、カースト等に基づく差別を禁止するなど、国民の平等の権利を保障しているほか、申請者は、Bカースト及びCカーストから、自身のカーストに対する侮辱的な発言を受けていたものの、暴行を受けたことはなく、当該事情は差別の範ちゅうにとどまり、難民条約上の迫害とは認められないことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

4 迫害理由として「政治的意見」を申し立てるもの

【事例6】

(概要)

申請者は、本国においてA党员として政治活動をしていたところ、対立する政党連合B所属の地方評議会議員及びその支持者から暴行や脅迫を受けたり、自宅を襲撃されたりしたことを申し立て、帰国した場合、政党連合B所属の地方評議会議員及びその支持者から殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は、対立する政党連合Bに所属する特定の議員及びその関係者であると認められ、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府当局が、政党連合Bの関係者の違法行為を取り締まっていることが認められるなど、政党関係者による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例7】

(概要)

申請者は、本国において、A党が率いる政府に対する反政府デモに参加した際に、軍や警察官から暴行を受けたこと、総選挙前に実家の前にA党と対立するB党の掲示板を立てたため、警察の取調べを受けたことなどを申し立

て、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国では総選挙後、B党中心の新政権が発足したことが認められるところ、申請者の活動は一参加者として反政府的なデモ行進に参加した程度のものであること、B党中心の新政権下では、申請者の活動を理由に本国政府から迫害を受けるとは考え難いこと、申請者が上記デモに参加後、来日するまでの約8年間、本国政府から接触を持たれることはなかったことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例8】

(概要)

申請者は、本邦において本国の政権に反対する反政府組織Aに所属して活動していたことを申し立て、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国では総選挙により新政権が発足したことが認められることに加え、申請者はAの一般メンバーであり、その活動内容も、集会に数回参加したほか、一参加者としてデモ行進に参加した程度にとどまり、本国政府が申請者を反政府活動家として殊更に関心を寄せる対象にしているとは認められないこと、また、本国の家族が、当該事情を理由に本国政府官憲から危害を加えられたり、接触を持たれたりしたこともないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例9】

(概要)

申請者は、本国において、A党所属の地方議会議員の運転手として、また、申請者が居住する地域のA党の下部組織の副リーダーとして活動していたところ、総選挙で、A党が対立政党であるB党に敗れたため、B党関係者から殺すと脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、B党関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は、対立するB党の関係者であると認められるところ、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府当局がB党関係者の

違法行為を取り締まっていることが認められ、政党関係者による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例10】

(概要)

申請者は、本国において、A党の一般党员として学生デモに参加した際、警察官及び警察関係者がデモ隊を殴る等したことから逃走し、逃走中に党员証を落としたところ、警察官が申請者の党员証を持参してA党员である知人宅を訪れ、申請者の所在等を尋ねたことを申し立て、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、上記デモでは参加したA党のメンバーが逮捕されたものの、口頭で注意された後、当日に釈放されている上、申請者は上記デモに参加し、A党员証を落としたことから、警察にA党员であることを把握されたとするものの、当該事情後、自己名義旅券の発給を受けて問題なく本国の出国手続を受けていること、最近の本国情勢に係る客観的情報によれば、本国では、A党中心の新政権が発足していることなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例11】

(概要)

申請者は、本国において、A地区のB党のサポーターを辞めて対立政党であるC党のメンバーとなったため、B党の関係者から脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、A地区のB党関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は、特定地域のB党関係者であると認められ、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府当局が、C党関係者に対するB党関係者の攻撃を取り締まっていることが認められるなど、B党関係者による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例12】

(概要)

申請者は、本国において、A党が主催する政権与党であるB党に対する抗議デモに参加するなどしたところ、B党関係者の陰謀により、違法に銃を所持した罪で訴えられたことを申し立て、帰国した場合、警察に逮捕されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者がB党の関係者の陰謀により警察に逮捕されるとの申立ては、父からの伝聞にすぎず、申立内容を裏付ける証拠がない上、当該事情後に自己名義旅券を行使して問題なく本国の出国手続きを受けていることなどから、信ぴょう性が認められない。

仮に違法に銃を所持した罪で訴えられたことが事実であるとしても、本国の法定手続に則り、捜査機関による犯罪捜査及び逮捕状による逮捕並びに司法機関による逮捕状発付が行われることは、不当に特定の個人や集団を攻撃する意図をもって行われているような事情がない限り、国家による正当な警察権及び司法権の行使であり、そのような事情が認められない本件では、条約難民の要件である迫害に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

5 その他の申立て

(1) 借金問題や遺産相続など主に財産上のトラブルを申し立てるもの

【事例13】

(概要)

申請者は、日本には無査証で入国できる上、難民認定申請をすれば就労許可を受けることができ、相当稼働することができるとの話を聞いたため、稼働して借金を返済するために来日したところ、本国において、高利貸しからの借金を返済できていないため、帰国した場合、高利貸しから危害を加えられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、借金を理由として、貸主から危害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例14】

(概要)

申請者は、在留資格「留学」をもって、大学生として本邦に在留して

いたが、大学を中退したものであるところ、本国において、申請者及び家族が学費と生活費のため銀行から多額の借金をし、その返済のため高利貸しからも借金をしたものの、返済できていないため、帰国した場合、高利貸しから危害を加えられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、借金を理由として、貸主から危害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例15】

(概要)

申請者は、本国において、兄との間に遺産相続をめぐる問題があることから、帰国した場合、兄から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、親族との間の遺産相続に係る対立を理由として、兄から迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

(2) 地域住民や交際相手等との間に生じたトラブルや暴力事件等に起因する危害のおそれを申し立てるもの

【事例16】

(概要)

申請者は、本国において、サッカーチームの応援団に所属しているところ、対戦相手の応援団との間に対戦結果をめぐる暴力を受けたことなどから、帰国した場合、対戦相手の応援団員から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、特定のスポーツチームを応援していることを理由として、相手方応援団員から迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例17】

(概要)

申請者は、本国において、バイクで走行中、暴走族のリーダーと接触事故を起こしたことで、暴走族から脅迫されたことから、帰国した場合、暴走族から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、本国での交通事故を理由として、相手方である暴走族側から迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例18】

(概要)

申請者は、本国において、妻の不倫相手との間で問題が生じており、妻の不倫相手の友人たちから脅迫を受けたことから、帰国した場合、妻の不倫相手やその関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、妻の不倫を理由として、不倫相手側から迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例19】

(概要)

申請者は、本国において、殺人事件を目撃したことから、帰国した場合、殺人犯に殺されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、殺人事件を目撃したことを理由として、その犯人から危害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例20】

(概要)

申請者は、本国において、違法にレンタカー事業を営んでいたところ、顧客との間で金銭トラブルが生じ、その顧客の配下の者らとの間に刺傷事件を起こしたことから、帰国した場合、顧客やその配下の者らから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、本国で営む事業の顧客やその関係者との間に生じた金銭問題を理由として、同人らから迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

(3) 本国での生活苦や本邦内での稼働継続希望など個人的事情を申し立てるもの

【事例 2 1】

(概要)

申請者は、技能実習生として来日したが、実習先から離脱したところ、本国のエージェンシーから来日費用等の支払いを請求されており、支払の代わりに自宅を取り上げられるおそれがあることから、本邦で稼働したいとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、本国のエージェンシーに対する支払いのため、本邦における稼働希望を述べたものにすぎず、難民条約上の理由により迫害を受ける事情があるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 2 2】

(概要)

申請者は、本国の海の一部が工場からの排水で汚染され、魚の死がいが大量に打ち上げられたことから、帰国した場合、健康に影響が出たり、水産物の汚染により仕事が激減し、働き口がなく、生活に苦勞したりするとして難民認定申請に及んだものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、環境汚染を理由とする帰国後の生活苦について述べたものにすぎず、難民条約上の理由により迫害を受ける事情があるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 2 3】

(概要)

申請者は、帰国しても迫害を受けるおそれはなく、日本で稼働してお金が貯まれば、帰国して本国で事業を始めたいと思っているところ、来日費用の工面のためにした借金の返済や本国の家族への仕送りのため、日本で働き続けたいとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、本国での起業を目的とした本邦における稼働希望を述べたものにすぎず、難民条約上の理由により迫害を受ける事情があるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 2 4】

(概要)

申請者は、50代であるところ、本国において、10代の頃から両親がおらず、親戚に預けられて苦しい思いをしてきたとし、また、来日費用のために友人から借金をしたため、日本で稼働して借金を返済したいとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、両親がいないことによる苦労や本邦における稼働希望を述べたものにすぎず、難民条約上の理由により迫害を受ける事情があるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 2 5】

(概要)

申請者は、留学生として来日したものの、本国で発生した天災の影響で学費の支払ができなくなり、日本で留学生として在留を続けることができなくなったことから、日本で学費を稼いで学業を再開したいとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、天災による被害を理由に、学費支弁のための本邦における稼働希望を述べたものにすぎず、難民条約上の理由により迫害を受ける事情があるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 2 6】

(概要)

申請者は、本国において、天災で家が壊れ、住むところがないため、日本で働いて家を再建したいとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、天災による被害を理由に本邦における稼働希望を述べたものにすぎず、難民条約上の理由により迫害を受ける事情があるとは認められないとして「不認定」とされた。

(4) 上記カテゴリ以外で多く見受けられたもの

【事例 2 7】

(概要)

申請者は、本国では度々暴動が起こり、治安が悪く犯罪も発生していること、仕事が少ないことから、安心して生活できないとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、本国の治安や就職機会に関する一般情勢についての不安や不満を述べているにすぎず、個別具体的な迫害事情が認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

③人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント

1 紛争待避機会として在留許可を付与した事例

【事例1】

(概要)

申請者は、本国において、外国のスパイであるとの容疑をかけられ、本国政府当局に身柄拘束され、釈放後も逮捕状が発付されていることなどから、帰国した場合、本国政府当局に逮捕されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が外国のスパイとして疑われる具体的根拠が認められない上、逮捕状の入手経緯等に関する申請者の供述に変遷があることなどから、申請者の申立てに信ぴょう性が認められず、条約難民とは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国では政府と反政府武装勢力が対立し、国際テロ組織と関連のある武装勢力が支配地域を拡大するなど不安定な情勢が続いていること、本国の人口の大部分が飢饉に瀕するような状況にあるにもかかわらず、情勢不安のため人道支援が不十分な状態であることなどから、申請者が帰国した場合、本国において、武力紛争に巻き込まれたり、生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、こうした状況が改善するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例2】

(概要)

申請者は、本国の居住地域であるA州において、一部の勢力による独立問題が発生し、同勢力と本国政府との間で戦争状態にあり、交通機関が遮断されているため、A州に戻るできないところ、戦闘のない他の地域には知人がおらず、他の地域の住民はA州から来た人を受け入れないことから、帰国できないとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者には個別具体的な迫害事情が認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、本国情勢に係る客観的情報によれば、申請後、本国政府と反政府武装勢力との間で停戦合意が成立したものの、A州を含む地域では、本国政府と反政府武装勢力の戦闘が続いており、いまだに散発的な交戦や死傷者発生などの報告があるなど、不安定な状況にあることが認められることから、申請者が帰国した場合、A州において生命や身体に危険が及ぶ可能性が否定できず、こうした状況が改善するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例3】

(概要)

申請者は、本国において、過激派組織Aが申請者の居住地域を支配しており、Aの宗教的思想に従わない人々を抑圧したり、殺害したりしていることから、帰国した場合、Aに殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者には個別具体的な迫害事情が認められないこと、申請者はAに居住地域を支配された後も、観光のために本国から出国し、帰国していることなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府軍とAを中心とする武装勢力の戦闘が続いている上、爆弾テロ事件や誘拐事件が多数発生する状況にあり、国際社会の様々な取組にもかかわらず、本国情勢はいまだ危機的状況を脱しておらず、治安が改善する見通しが立っていないことなどから、帰国した場合、武力を伴う争いに巻き込まれる可能性が否定できず、こうした争いが収束するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例4】

(概要)

申請者は、本国において、本国政府軍と反政府武装勢力等による内戦が続

いており、同国人を殺したくないので兵役に就きたくないが、帰国した場合、本国政府により強制的に兵役に就かされるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

兵役義務が存在する本国において、兵役に就かなければならないこと及び兵役忌避を理由に処罰を受けること自体は、条約難民の要件である迫害に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府軍と反政府武装勢力の戦闘が続いているほか、過激派組織が支配地域において市民に対する攻撃を行うなど、国際社会の様々な取組にもかかわらず、本国情勢はいまだ危機的状況を脱しておらず、治安が改善する見通しが立っていないことなどから、帰国した場合、武力を伴った争いに巻き込まれたり、過激派組織から攻撃を受けたりする可能性が否定できず、こうした争いが収束するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例5】

(概要)

申請者は、本国において、警察に拘束されたことにより、要注意人物リストに名前が登録され、警察官や軍人から賄賂を要求される状況にあったことから、帰国した場合、賄賂を支払わなければ、警察官等に拘束され、拷問を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者は、本国出国の前日まで、本国の地方省の支所で行政事務員として働いていたものであり、また、我が国にある本国大使館で旅券発給を受けるなど、本国の保護を受ける意思を有していたことなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府軍と過激派組織を中心とする武装勢力の戦闘が続いている上、爆弾テロ事件や誘拐事件が多数発生する状況にあるところ、国際社会の様々な取組にもかかわらず、本国情勢は、いまだ危機的状況を脱しておらず、治安が改善する見通しが立っていないことなどから、帰国した場合、武力を伴う争いに巻き込まれる可能性が否定できず、こうした争いが収束するまで、人道上の配慮から我が国

での在留を認める必要があると判断された。

【事例6】

(概要)

申請者は、ある宗教のA宗派であるところ、本国において、小学生のときに、B宗派の民兵組織Cのメンバーである教師数名から侮辱的な発言を受け、クラスメートからからかわれたことなどから、帰国した場合、CやB宗派の別の民兵組織からも命を狙われるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

小学生のときに侮辱的な発言を受けたことなどについては差別の範ちゅうにとどまり、迫害とまでは認められない上、15年以上前の事情であること、当該事情後、本国を出国して我が国に入国したにもかかわらず、仕事を見つけることができなかつたためという理由で一度帰国していることなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府軍と過激派組織を中心とする武装勢力の戦闘が続いている上、爆弾テロ事件や誘拐事件が多数発生する状況にあるところ、国際社会の様々な取組にもかかわらず、本国情勢は、いまだ危機的状況を脱しておらず、治安が改善する見通しが立っていないことなどから、帰国した場合、武力を伴う争いに巻き込まれる可能性が否定できず、こうした争いが収束するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

2 本国情勢や家族状況等を理由に在留許可を付与した事例

【事例7】

(概要)

申請者は、本国において、少数派のA民族であり、ある宗教の少数派のB宗派であるところ、多数派民族で同教の多数派であるC宗派の過激派組織Dが勢力を強め、Dによる攻撃で民間人死傷者が発生する状況にあること、Dが政権を握っていた当時、A民族であることを理由に申請者の家族が投獄されたこと、D政権が崩壊した後も、申請者の父が自爆テロで負傷したこと、申請者が車に乗っていた際に運転手や同乗者と共にDに捕まり、暴行を受け

たことなどから、帰国した場合、Dに殺されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の家族がD政権下で投獄されたことは、15年以上前のことであること、父が負傷した際の状況や、申請者が暴行を受けた際の状況に鑑みれば、父や申請者が標的とされていたとは認められないこと、現在本国にいる家族は特段問題なく生活していることなどから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国では、Dや他の反政府組織が大都市への侵攻を強め、治安状況が悪化していることに加え、少数派のA民族は社会的差別に直面しているだけでなく、主にDや他の反政府組織による強制的な徴兵、強制労働等の対象となっていることから、帰国した場合、武力紛争に巻き込まれたり、何らかの不利益な取扱いを受けたりする可能性が否定できず、こうした状況が改善するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例8】

(概要)

申請者は、本国において、テロリスト集団が反対する女子教育を行う学校を経営したり、本国の軍に同集団の隠れ場所を教えたりしたこと等から、帰国した場合、テロリスト集団に殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は、本国政府ではなく、テロリスト集団のメンバーであるところ、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府の軍事掃討作戦により、その弱体化が図られているなどの状況があり、本国政府当局がテロリストによる攻撃その他の市民生活を脅かす行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、本国政府により、テロリスト集団への攻撃が進められているものの、地域によっては未だ治安が不安定な状況にあること、申請者はテロリスト集団から個別に標的とされていたと推認され、帰国した場合、本国における活動を理由にテロリスト集団から危害を受ける可能性が否定できな

いことから、こうした状況が改善されるまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例 9】

(概要)

申請者は、本国において、少数派のA教に属し、非政府組織（NGO）のメンバーとしてA教を支援する活動をしていたことを理由に、対立する多数派のB教関係者から脅迫を受けたことから、帰国した場合、B教関係者に殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は、本国政府ではなく、申請者の信仰する宗教や宗教活動を嫌悪するB教関係者であるところ、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府が協議を通じて宗教間における暴力行為の終結を図り、少数派の宗教に対する扱いの向上のための措置を講じていることなどから、本国政府がB教関係者による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められず、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、申請者がNGOにおける活動の一環として、B教の者から同教を侮辱したとして告訴されたA教の者に対し、支援を行っていたことが認められ、帰国した場合、その支援を理由に申請者にも危害が及ぶ可能性が否定できないことから、こうした状況が改善されるまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例 10】

(概要)

申請者は、本国のA地域のB民族であるところ、同地域において、民族対立に起因した衝突事件が多数発生し、治安情勢が不安定であることから、帰国した場合、本国政府及び対立するC民族から迫害を受けるおそれがあるほか、D教徒であることから、E教徒が大半を占めるC民族から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国において、A地域における和平協定が締結され、A地域の問題に対処する政府機関が設置される等の措置が講じられていること、本国では憲法で信教の自由が認められていることなど

から、B民族であること及びD教徒であることのみをもって条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、本国のA地域は、和平協定締結後も依然として情勢が不安定であるため、帰国した場合、C民族との民族間抗争等により被害を被る可能性が否定できないこと、また、夫が、本国事情に基づく庇護事情があるとして人道上の配慮から我が国において在留が認められていることから、家族統合の観点からも、こうした状況が改善するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例11】

(概要)

申請者は、A教徒の男性であり、B教徒の女性と婚姻予定であるところ、本国において、他民族及び他宗教の者同士の婚姻を規制する法律が議会に提出されたことから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、当該法律はB教徒以外の男性とB教徒の女性との婚姻を抑制しようとするものではあるが、婚姻自体を禁止しているとは認められないことなどから、婚姻をしたために条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、本国では、上記の法律の内容や今後の運用に人権上の懸念が持たれ、国連等が上記の法律を厳しく批判するなどの状況が認められるところ、帰国した場合、本国政府から何らかの不利益な取扱いを受ける可能性が否定できないことから、こうした状況が改善するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例12】

(概要)

申請者は、結婚前の女性が割礼（女性器切除）を受ける慣習を有するA族の女性であるところ、本国において、父親から、申請者の結婚相手が決まったため、結婚前に割礼を行うと言われたことから、帰国した場合、親族から割礼を受けることを強制され、家族が決めた高齢の男性と強制的に結婚させられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は、本国政府ではなく、申請者の親族であるところ、本国情勢に係る客観的情報によれば、割礼は本国の刑法で犯罪とされており、割礼を実施した者に有罪判決を言い渡した事例が認められること、憲法で女性の権利が保障され、強制結婚を禁止していることから、本国政府当局が割礼の慣習や強制結婚を含む私人による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められず、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国の一部の地域においては、依然として割礼が実施されていることが認められること、本国の隣国であるB国において、A族が割礼の慣習を維持しているとの報告があるところ、B国との国境付近に位置する申請者の居住地において、A族による割礼の慣習が絶えているとはいえ、申請者が帰国した場合、何らかの不利益な取扱いを受ける可能性が否定できないことから、こうした状況が改善されるまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例13】

(概要)

申請者は、本国において、養父母に育てられたところ、15歳の頃から養父に強姦されていたこと、養父の指示により、来日して養父の友人宅に居住していたものの、同宅から逃亡したことから、帰国した場合、養父の愛人としての生活を強いられるほか、本国警察の高官である養父の知人に捕まり、迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は、養父及び本国警察の高官である養父の知人であるところ、申請者はこれまで本国政府関係者から被害を受けたことはなく、本国政府から迫害を受けるおそれはない旨述べていることから、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとは認められないこと、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国では、性的暴力を違法とする法律が制定され、性的暴力に対する罰則が強化されたことが認められるなど、本国政府当局が性的暴力を含む違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認めら

れないとして「不認定」とされた。

しかしながら、申請者には養父母の他に頼れる親族がないところ、就労の経験がなく、生計維持能力を有していないことから、帰国した場合、申請者を育てた養父母に頼って生活せざるをえず、養父から再び強姦の被害を受ける可能性が高いものと認められることから、こうした状況が改善されるまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

3 その他の事例

【事例14】

(概要)

申請者は、A民族及びB教徒であることから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国において、本国政府とA民族の武装組織との停戦が基本合意に達していること、本国政府が憲法でB教を国内に存在する宗教と認め、支援、擁護するとしていることなどから、A民族及びB教徒であることのみをもって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、申請者は、医療技術が著しく立ち遅れている本国では十分な治療が受けられない可能性がある疾病に罹患しており、我が国における治療の継続が不可欠であるため、こうした状況が改善するまで、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例15】

(概要)

申請者は、本国において、申請者や家族が正体不明の者から襲撃を受けたことから、帰国した場合、正体不明の者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないこと、申請者が主張する迫害主体は、私人であると認められるところ、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府当局が暴力事件に対する警備を強化していることが認められ、私人による違法行為を放置、助長するような特別な事

情があるとは認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、申請者は、日本人と婚姻し、同人との間に日本人実子をもっているところ、婚姻後約3年が経過し、夫婦が同居して相互に扶助し、第一子を監護、養育している上、申請者が第二子を妊娠中であり、婚姻の安定性、継続性が認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。